

絶対審査

1項目でも不適合

認定拒否

第一次比較審査

第二次比較審査

◆認定を受ける上で必ず満たすべき条件として、以下の基準への適合性を審査

- ①基幹放送局設備の確保、②経理的基礎、③技術的能力、④技術基準の適合維持義務、
- ⑤マスメディア集中排除原則への適合性、⑥事業計画の確実性、⑦番組準則の遵守
(成人向け番組を行う場合には青少年保護措置)、⑧字幕番組等の充実、⑨番組基準の策定等、
- ⑩放送番組審議機関の設置、⑪教育番組の編集の基準等、⑫毎日放送義務、
- ⑬番組供給に関する協定の制限、⑭災害放送の実施、⑮個人情報保護、
- ⑯欠格事由(外資規制及び処罰歴)への非該当、⑰有料放送の提供条件の説明等(有料放送を行う申請のみ)、
- ⑱教育専門番組の要件適合性(教育専門番組の申請のみ)

◆以下の基準への適合性を審査

- 以下の(1)~(4)のいずれにも適合する申請を優先
- (1)広告放送の割合(有料放送を除く.):3割を超えない
- (2)青少年の保護:成人向け番組を行わない
- (3)字幕番組の充実:字幕付与率5割以上
- (4)放送番組の高画質性:ピュアHD番組の比率が5割以上 ※HD番組の申請に係る審査に限る。

◆第一次比較審査により優先された申請について、以下の手順で審査

- I 以下のHD番組の申請を優先
既存SD番組のHD化^(※1)に係るものであって、申請者の既存番組から12スロット以上を廃止・削減する^(※2)申請

II 上記Iにより優先された申請以外のものであって、以下の1から4の順序で、指定できる周波数がある場合に、(1)~(15)の各項目を審査し、総合評価

【審査の順序】

1. 既存SD番組のHD化に係る申請^(※1)
2. HD番組に係る申請(1を除く。)^(※1)
3. 既存SD番組の高画質化に係る申請(6スロットを申請スロット数とするものに限る。)
4. その他の申請

【項目】

- (1)事業計画の確実性、(2)放送番組の制作及び調達等、(3)表現の自由の享有、(4)放送番組の多様性、
- (5)広告放送の割合、(6)個人情報保護、(7)青少年の保護、(8)字幕番組等の充実、(9)放送番組の高画質性、
- (10)災害に関する放送の実施、(11)設備の維持、(12)提供条件の説明及び苦情等の処理、
- (13)放送番組の視聴需要、(14)周波数の有効利用、(15)放送開始日

※1 12スロットを申請スロット数とするものに限る。 ※2 認定を受けることを条件として廃止・削減するもの